

中国専利法第4回改正：全人大常務委員会の審議を経てパブコメ募集開始

日本技術貿易株式会社

中国弁護士・中国弁理士・日本付記弁理士

張 華威

中国専利法の第4回改正作業は2011年にスタートしてから高い注目を浴びてきたが、2015年末に国務院によるパブリックコメント（以下、単に「パブコメ」という）募集が実施されて以来公式なニュースがなく、主に水面下で議論が進められてきた。

昨年12月23日、ようやく新しい動きがあり、改正草案が中国全国人民代表大会常務委員会（以下、単に「全人大常務委員会」）会議に提出され、審議が行われた。その結果、最新の改正草案の内容を公表し、再度パブコメを募集することとなった。

I. パブコメ募集要領

募集期間：2019年1月4日から2019年2月3日まで

意見提出方法：全人大公式ホームページ（中国人大網）

(http://www.npc.gov.cn/npc/flcazqyj/2019-01/04/content_2070155.htm)

II. 改正草案における主な改正点

改正草案における主な改正点は、以下のとおりである。

1. 使用者等による専利を受ける権利ないし専利権の処分権

第6条（現行専利法第6条に対する修正）

本単位の任務を執行し、又は主に本単位の物質技術条件を用いて完成させた発明創造は職務発明創造とする。職務発明創造の専利を出願する権利は当該単位に帰属し、出願が認可された後は当該単位が専利権者となる。

当該単位は、職務発明創造の専利を出願する権利と専利権を法により処分し、財産権による奨励を行い、株式、オプション、配当などにより発明者又は設計者に合理的にイノベーション収益を享受させ、関連する発明創造の実施及び運用を促進することができる。

...

解説：

「単位」とは、「個人」に対応する概念であり、ここでは主に従業員が所属する会社、大学、研究所その他各種機関を指す。改正草案では、従業員が所属する単位（使用者）が当該職務発明にかかる専利を受ける権利又は専利権を処分できることを明文化した。同時に、発明者や設計者に対してインセンティブを与えることができることを示唆している。なお、奨励の具体的な基準は専利法実施細則や職務発明条例（制定中）において定められる。

2. 信義誠実の原則・権利濫用の禁止

第 20 条 (新設)

専利の出願及び専利権の行使は信義誠実の原則に従わなければならない。専利権を濫用して公共に利益と他人の合法的な権利を阻害し、又は競争を排除、制限してはならない。

解説：

専利権の保護が手厚くなることに伴い、不当な利益を得るためや他人に損害を与えるために専利制度が悪用される危険性が生じる。そこで改正草案は、権利の濫用によって公共の利益や他人の合法的な権利が阻害されたときに対応できるよう信義則を明文化するとともに、独禁法との関係により、競争を排除、制限することは許されないことを明記した。

3. 専利情報公共サービスシステムの構築

第 22 条 (現行専利法第 21 条に対する修正)

・・・

国務院専利行政部門は専利情報公共サービスシステムの構築を強化させ、定期的に専利公報を出版し、完全、正確且つ適時に専利情報を公表し、専利情報基礎データを提供し、専利情報の伝達及び利用を促進しなければならない。

・・・

解説：

特許庁による情報開示サービスの強化を義務付ける規定である。社会全般がインターネットを通じて今まで以上に早く、正確に情報を取得できるようにすることを目的とする。

4. 専利権を受けることができない対象の拡大

第 26 条 (現行専利法第 25 条に対する修正)

下記各号に対しては、専利権を付与しない：

・・・

(五) 原子核の変換方法及び原子核の変換方法によって得られた物質。

・・・

解説：

現行法では第五号に「原子核の変換方法によって得られた物質」のみが規定されているが、改正草案では「原子核の変換方法」も専利を受けられないこととした。

5. 意匠権の国内優先権の創設

第 30 条 (現行専利法第 29 条に対する修正)

出願人は、発明又は実用新案について中国で最初に専利出願を提出した日から 12 ヶ月以内又は意匠について中国で最初に専利出願を提出した日から 6 ヶ月以内に、国務院専利行政部門に対して同一の主題について専利出願を提出する場合は、優先権を享受できる。

解説：

現行法では、意匠出願については国内優先権を主張することができないが、改正草案によれば、中国で最初に出願した日から 6 ヶ月以内であれば意匠出願についても国内優先権を主張できるようになる。

6. 優先権書類の提出期限の緩和

第 31 条（現行専利法第 30 条に対する修正）

出願人が優先権を要求するときは、出願時に書面による声明を提出し、且つ最初に発明、実用新案の専利出願を提出した日から 16 ヶ月以内又は意匠の専利出願を提出した日から 3 ヶ月以内に最初に提出した専利出願書類の副本を提出しなければならない。書面による声明を提出せず、又は期限が過ぎても専利出願書類の副本を提出しなかった場合は、優先権を要求しなかったものとみなす。

解説：

「最初に提出した専利出願書類の副本」とは、優先権証明書のことである。現行法では、特許又は実用新案に関しても出願から 3 ヶ月以内に優先権証明書を提出しなければならないが、改正草案では、最初の出願日（すなわち優先日）から 16 ヶ月以内に提出すればよいと規定する。

7. 意匠権の存続期間の延長

第 43 条 1 項（現行専利法第 42 条に対する修正）

発明専利権の期限は 20 年であり、実用新案専利権の期限は 10 年であり、意匠専利権の期限は 15 年であり、いずれも出願日から起算する。

解説：

ハーフ協定の要求を満たすために、意匠権の存続期間を 10 年から 15 年に引き伸ばした。なお、日本と異なり、起算日は「登録日」ではなく「出願日」であることに注意が必要。

8. 存続期間延長制度の創設

第 43 条 2 項（新設）

革新的医薬品の発売審査承認期間を補償するため、中国国内外で同時発売を申請する革新的医薬品の発明専利については、国務院は専利権の期限を延長することを決定することができる。ただし延長期間は 5 年を超えてはならず、革新的医薬品が発売された後の総有効専利権期間は 14 年を超えてはならない。

解説：

日本の存続期間延長制度の趣旨と同様、薬事承認審査に費やした期間を補うため制度である。ただし革新的医薬品（Innovation Medicine）が中国国内外で同時発売されることが条件であることに注意が必要。

9. 開放許諾制度の創設

第 50 条 (新設)

専利権者が書面により国務院専利行政部門に対して、いかなる単位又は個人に対しても許諾によりその専利を実施させる意思がある旨の声明を行い、且つ許諾実施料の支払い方法と基準を明らかにしたときは、国務院専利行政部門はこれを公告し、開放許諾を実施する。實用新案、意匠専利について開放許諾の声明を提出するときは、専利権評価報告を提出しなければならない。

専利権者が開放許諾の声明を撤回するときは書面により提出しなければならないが、国務院専利行政部門がこれを公告する。開放許諾の撤回が公告されたときは、先に付与された開放許諾の効力は影響されない。

第 51 条 (新設)

いかなる単位又は個人も開放許諾にかかる専利を実施する意思を有するときは、書面により専利権者に通知し、公告された許諾実施料の支払い方法及び基準に基づいて許諾実施料を支払うことにより専利の実施許諾を受けることができる。

開放許諾期間中、専利権者は当該専利について独占的又は排他的許諾を行ってはならない。

第 52 条 (新設)

当事者は、開放許諾の実施について紛争があったときは、国務院専利行政部門に対して調停を申し立てることができる。

解説：

開放許諾制度は第 4 回改正において初めて提案された制度であり、権利の活性化を図るものである。この制度により、権利者は眠っている権利を収入源にすることができ、第三者は差別を受けずに平等な条件でライセンスを受けることができる。

實用新案権と意匠権は中国では無審査（ただし最近實用新案は新規性に対して初歩的な審査をするようになった）であるため、権利が安定していないことが懸念される。そこで、これらに権利に対して開放許諾を行う際は、専利評価報告の提出を義務付けた。

また、開放許諾はあらかじめ定められたライセンス料を支払ったいかなる第三者に対しても実施許諾をすることを想定しているため、その性質上独占的实施権や排他的実施権とは共存できない。

専利権者は、事後的に開放許諾の声明を取り下げることができるが、その場合でも声明を取り下げる前に発生した許諾権の効力には影響しないこととし、実施権の実効性を図っている。

10. 行政機関による専利詐称行為の罰則強化及び専利侵害行為に対する強制調査権の付与

第 68 条 (現行専利法第 63 条に対する修正)

専利を詐称した場合、法により民事責任を負うほか、専利の法執行を担当する部門は是正命令を下してこれを公告するとともに、不法所得を没収し、不法所得の **5** 倍以下の罰金を併科することができる。不法所得がなく又は不法所得が **5 万元以下**である場合は、**25** 万元以下の罰金を科すことができる。犯罪を構成する場合は法により刑事責任を追及する。

第 69 条 (現行専利法第 64 条に対する修正)

専利業務を管理し、専利の法執行を担当する部門が既に取得した証拠に基づいて、**専利権侵害または専利権詐称被疑行為**を取り締まるときは、関連する当事者を尋問し、違法被疑行為に関連する状況を調査し、当事者が違法被疑行為を行った場所に対して現場検査し、違法被疑行為に関連する契約書、領収書、帳簿及びその他の関連資料を閲覧、複製し、違法被疑行為に関連する製品を検査することができ、証拠により専利詐称であることを証明できる製品に対しては、これを差し押さえ又は留置することができる。

専利業務を管理する部門、専利の法執行を担当する部門が法により前項に規定する職権を行使するときは、当事者はこれに協調、協力するものとし、拒絶、妨害してはならない。

第 70 条 (新設)

国务院専利行政部門は、専利権者又は利害関係人の請求により、全国的に重大な影響を有する専利権侵害紛争を処理することができる。

地方人民政府の専利業務を管理する部門は、専利権者又は利害関係人の請求により、専利権侵害紛争を処理する。本地域内において同一の専利権を侵害する事件は併合して処理することができる。地域を跨って同一の専利権を侵害する事件については上級の人民政府の専利業務を管理する部門に処理を請求することができる。

解説：

専利法では、違法行為として専利権侵害行為と専利詐称行為が規定されている。専利詐称行為とは、特許権が付与されていないのに特許製品であると偽ったり、特許証を偽造したりする行為などが含まれる。専利権侵害行為は権利者のみの利益を害するが、詐称行為は公共の利益を害することになる。そのため、現行法は専利詐称行為に対しては行政罰や刑罰を設け、行政機関による当事者尋問、現場検査、資料の閲覧・複製などの強制的な調査権を認める一方で、専利侵害行為における行政機関の過度な介入については慎重な態度を取っていた。

改正草案は、専利詐称行為の行政罰の上限額を「不法所得の 4 倍」から「不法所得の 5 倍」まで引き上げ、不法所得がない場合及び軽微である場合の上限額も「20 万元」から「25 万元」まで引き上げた。また、行政機関の強制的な調査権を専利侵害行為まで拡大した。

11. ネットサービスプロバイダーの連帯責任

第 71 条 (新設)

専利権者又は利害関係者は、人民法院の発効した判決書、裁定書、和解調書、又は専利業務を管理する部門が行った差止め命令の決定に基づいて、ネットサービスプロバイダーに対して侵害品にかかるリンクの削除、不表示、切断などの必要な措置を講じるよう通知することができる。ネットサービスプロバイダーは、通知を受け取ったにもかかわらず適時に必要な措置を講じなかったときは、損害の拡大部分につき専利権を侵害するネットユーザと共に連帯責任を負う。

専利の法執行を担当する部門は、専利詐称に対して是正命令の決定を行った後、ネットサービスプロバイダーに対して詐称製品リンクの削除、不表示、切断などの必要な措置を講じるよう通知することができる。ネットサービスプロバイダーは通知を受け取った後適時に必要な措置を講じなければならない。

解説：

近年、中国ではインターネットショッピングをはじめとするネットサービスによる侵害品の流通が多くみられるようになった。インターネットを利用した専利権侵害や専利詐称を効果的に防止するためには、ネットワークサービス提供者の協力が不可欠であることから、改正草案にはネットワークサービス提供者の連帯責任が盛り込まれた。なお、この条文を適用するためには、確定した判決書等が必要となることに注意が必要である。

12. 故意侵害に対する懲罰的損害賠償

第 72 条 1 項 (現行専利法第 65 条に対する修正)

専利権を侵害する賠償金額は権利者が侵害によって被った実際の損失に基づいて確定する。実際の損失の確定が難しいときは、侵害者が侵害により得た利益に基づいて確定してもよい。権利者の損失又は侵害者が侵害により得た利益の確定が難しいときは、専利許諾実施料の倍数を参照して合理的に確定する。

故意に専利権を侵害し、状況が深刻である場合は、上記方法により確定された金額の 1 倍以上 5 倍以下により賠償金額を確定することができる。

解説：

保護の強化を図るために、故意に専利権を侵害する者に対して、裁判所は懲罰的損害賠償を命じることができることとした。米国をはじめとする懲罰的損害賠償制度を有する主要国家では 3 倍賠償が主流であるが、改正草案では最大 5 倍の賠償を認めている点が注目される。

なお、深刻であるか否かは、侵害行為の状況、規模、損害結果などの状況が勘案されるが、考慮される要因は上記に限られない。

13. 法定損害賠償額の引き上げ

第 72 条 2 項 (現行専利法第 65 条に対する修正)

権利者の損失、侵害者が獲得した利益及び専利許諾実施料のいずれも確定できない場合は、人民法院は専利権の種類、侵害行為の性質及び状況などの要素に基づき、**10** 万元以上 **500** 万元以下の賠償を確定することができる。賠償金額には、さらに権利者が専利権侵害行為を阻止するために支払った合理的な出費を含めなければならない。

解説：

損害賠償は専利権者の損失、侵害者の利益、実施許諾料などの算定方法があるものの、実務上は上記のいずれも確定できない場合がかなり多い。現行法では裁判所の裁量により 1 万元以上 100 万元以下の賠償額を確定できるが、それでは十分な保護を図れない。そこで、改正草案は裁量の範囲を 10 万元以上 500 万元以下まで引き上げた。

14. 損害賠償算定にかかる権利者の立証負担の緩和

第 72 条 3 項 (新設)

権利者が既に立証に力を尽くしたにもかかわらず、専利権侵害行為に係る帳簿、資料が主に侵害者により把握されているときは、人民法院は賠償金額を確定するために、侵害者に対して専利権侵害行為にかかる当該帳簿、資料の提供を命じることができる。侵害者が提供せず又は虚偽の帳簿、資料を提供した場合は、人民法院は、権利者の主張及び提供した証拠を参照して賠償金額を判断することができる。

解説：

専利権者による損害賠償額の立証が難しいことを鑑みて、立証負担を緩和するものである。なお、2016 年 4 月から施行されている「最高人民法院による専利権侵害紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈 (二)」の第 27 条に類似の規定があるが、原告が「初歩的な証拠」を提出することを条件としており、本条文と表現が若干異なることに注意が必要。

15. 専利権侵害と補償金請求権にかかる消滅時効の延長

第 75 条 (現行専利法第 68 条に対する修正)

専利権侵害の訴訟時効は **3** 年であり、専利権者又は利害関係人が侵害行為を知り又は知り得た日から起算する。

発明専利出願が公開されてから専利権が付与されるまでに当該発明を実施したにもかかわらず適切な実施料を支払わなかった場合における専利権者が実施料の支払いを要求する訴訟時効は **3** 年であり、他人がその発明を実施したことを専利権者が知りまたは知り得た日から起算する。ただし専利権者が専利権の付与日より前に既にこれを知りまたは知り得たときは、専利権の付与日から起算する。

解説：

本条文は専利権侵害に基づく損害賠償請求権と補償金請求権の消滅時効を規定する。2012年の民事訴訟法の改正に伴い、一般的な消滅時効は2年から3年に引き伸ばされたが、現行の専利法には消滅時効が2年であると規定しているため、「特別法は一般法に勝る」の原則に基づき裁判所では依然として2年を適用してきた。そこで改正草案は、上記期間を新しい民事訴訟法に一致させるべく消滅時効を3年と規定した。

III. 今後の動きについて

専利法の改正は全人代常務委員会会議の議決事項であり、同会議は通常二か月に一度の頻度で開催される。上記改正草案は、今回実施されたパブコメの結果に基づいて議論・調整された後、再度全人代常務委員会で審議されることとなる。

中国では、改正草案は通常全人代常務委員会会議で3回の審議された後に議決が行われるが、各方面の意見が比較的一致しているものについては2回の審議で議決を行ってもよいこととしている。さらには、調整事項が比較的単一又は部分的な改正にかかる法案であって、且つ各方面の意見が比較的一致している場合は1回の審議で即時に議決をしてもよいとされている。当時専利法第3回改正が行われたときは全人代常務委員会会議で2回の審議を経た後に議決が行われたことを勘案すると、順調であれば今年の夏ごろまでには議決が行われる可能性がある。そして、改正草案が全人代常務委員会代表の過半数により可決すれば、改正法は遅滞なく公表され、早ければ今年の秋ごろから施行されることもありえる。

専利法が改正されれば、それに付随して専利法実施細則及び審査指南の改正も想定され、今年は専利業界にとって大きな動きがある一年となることであろう。

以上